

平成17年第5回西予市議会臨時会会議録（第1号）

	集	年	月	日	平	成	17	年	8	月	25	日
	招	の	場	所	西	予	市	議	議	場		
	開			会	平	成	17	年	8	月	25	日
	閉			会	午	前	11	時	08	分	25	分
					午	前	11	時	27	分		
1.	招	集	年	日	平	成	17	年	8	月	25	日
1.	招	集	の	場	西	予	市	議	議	場		
1.	開			所	平	成	17	年	8	月	25	日
1.	閉			会	午	前	11	時	08	分	25	分
					午	前	11	時	27	分		

[illegible]

1. 欠席議員
1. 会議録署名議員
27番 野 武 男
28番 平 大 竹 忠 盛
1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

[illegible]

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名 (27番 平野武男、28番 大竹忠盛)

2 会期の決定 (8月25日 1日間)

3 承認第24号 専決処分第24号の承認を求めることについて(平成17年度西予市一般会計補正予算(第4

- 号))
- | | | |
|---|---------|----------------------------------|
| 4 | 議案第116号 | 西予市健康保養地中核施設建築工事変更請負契約について |
| 5 | 議案第117号 | 西予市健康保養地中核施設機械設備工事変更請負契約について |
| 6 | 議案第118号 | 西予市立魚成小学校校舎棟改築工事請負契約について |
| 7 | 議案第119号 | 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 8 | 議案第120号 | 西予市職員の退職手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について |
| 9 | 議案第121号 | 公有水面埋立てに係る意見答申について |
| | 議案第122号 | 公有水面埋立てに係る意見答申について |
| | 議案第123号 | 公有水面埋立てに係る意見答申について |

本日の会議に付した事件

- | | |
|---|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 会期の決定 |
| 3 | 承認第24号 専決処分第24号の承認を求めることについて（平成17年度西予市一般会計補正予算（第4号）） |
- 号))
- | | | |
|---|---------|----------------------------------|
| 4 | 議案第116号 | 西予市健康保養地中核施設建築工事変更請負契約について |
| 5 | 議案第117号 | 西予市健康保養地中核施設機械設備工事変更請負契約について |
| 6 | 議案第118号 | 西予市立魚成小学校校舎棟改築工事請負契約について |
| 7 | 議案第119号 | 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 8 | 議案第120号 | 西予市職員の退職手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について |
| 9 | 議案第121号 | 公有水面埋立てに係る意見答申について |
| | 議案第122号 | 公有水面埋立てに係る意見答申について |
| | 議案第123号 | 公有水面埋立てに係る意見答申について |

開会 午前10時25分

- 議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより平成17年第5回西予市議会臨時会を開会をいたします。
- 三好市長より今臨時会招集のあいさつがあります。
- 三好市長 平成17年第5回西予市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
- お盆も過ぎ、朝夕しのぎやすくなつてまいりましたが、ご承知のとおり、去る8月8日に衆議院が解散し、9月11日には衆議院総選挙が執行される予定となっております。マスコミでも大きく取り上げておられますが、かなり熾烈な選挙が予想され、政界ではまだまだ暑い夏が続くようであります。
- 議員の皆様におかれましては、8月5日に続いての臨時会でご多忙のところ大変ご迷惑をおかけいたしますが、出席をいただきまことにありがとうございます。
- さて、今回の臨時会におきましては、平成17年度西予市一般会計補正予算の専決処分の報告と、西予市健康保養地中核施設建設工事変更請負契約について外7件、合計9件の議案についてのご審議をお願いするものでございます。
- 諸議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明をさせていただきますので、何とぞご慎重にご審議をいただき、それぞれご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。
- 議長 これより本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

（日程1）

- 議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今回の会議録署名議員に27番平野武男君、28番大竹忠盛君を指名いたします。

（日程2）

- 議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
- お諮りをいたします。
- 今回の会期は本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日1日間と決定をいたしました。

（日程3）

- 議長 次に、日程第3、承認第24号「専決処分第24号の承認を求めることについて（平成17年度西予市一般会計補正予算（第4号））」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

- 別宮助役 承認第24号「専決処分第24号の承認を求めることについて」提案の理由をご説明申し上げます。
- この承認第24号は、平成17年度西予市一般会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

去る8月8日、参議院本会議でいわゆる郵政関連法案が否決され、同日衆議院が解散をいたしました。これに伴い8月30日公示、9月11日投票で、第44回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることになったことから、当該選挙に係ります経費について専決したものでございます。

補正の総額は3,800万円で、財源につきましては県委託金を充当いたしております。これによりまして、歳入歳出予算の総額は262億3,225万3,000円となるものでございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

- 6番嶋川武文君 これによつと関連することでございますが、旧町時代からの私の何回かの発言があるんですがございますが、この選挙に係る報酬、これがいわゆる職員さんの報酬と民間人さんの報酬がございまして、これたしか私の記憶では職員さんの給料にもよりますが、2倍、3倍と、時間当たりあるいは1日当たり、そういう差があるようでございますが、多分ほとんど是正されていないのかなと思うのであります。西予市においては、今きょう現在どうなっているのか、もしわかる範囲で結構ですので、お願いしたいと思っております。まず、その差がかなりあると思います、多分あると思いますが、市長のご所見をひとつ伺いたいと思っておりますが、よろしくどうぞ。

- 炭倉総務課長 私の方から金額、日当的なものをご説明をさせていただきたいと思っておりますが、そこに従事していただく一般の方、それから管理職、そういう1日の当日座っていただく方は1万2,700円をしております。事務従事者につきましては2万円、それから開票事務に携わる職員に対しましては1万円といった形を現在とはらせていただいております。

以上であります。

○三好市長 嶋川議員の方から、市長の方も何か言えということでございますから、一言言わせていただきます。基本的には、各管理者につきましては、これは法律からくるものでございますから、公職選挙法からくる金額でございます。したがって、それを条例化したものでございますので、これは変えることがなかなかできないということがあると思います。

もう一つ、それに伴って、職員の方がすごく高いのではないかなというようにございますが、職員はあくまでも、これは雇用という関係でございますから、それを雇用関係の中で時間外手当等々を含めた中でこれは判断しておる数字でございますから、そういうご理解をいただきたいと、このように思っております。

以上です。

○6番嶋川武文君 今、お伺いしました1万2,700円です、民間人の場合は、管理職さん2万円ですが、これ多分、3,800万円いただいて、こういう発言はいかかと思いますが、余る思うんです、実質はかなり。この1万2,700円をアップするお考えはないのでしょうか。といいますのは、民間の方が選挙に立ち会うのは、1万二、三千円いただいても本来は立ち会いたくないというのがかなりあるんです、意見として。お金で釣るわけではございませんが、せめてもの償いで管理職と同じにするとすれば、市長の株も上がると思いますが、いかがですか。

○三好市長 適切なご助言ありがとうございました。

今、言いましたとおり、法的なところからくるところがありまして、国の通達等々含めて考えなくてははいけないと思いますが、それが余地があるかどうか、ちょっと私今、この頭の中では持ち合わせておりませんので、研究課題ということでご理解をいただいたらと思います。今の頭の中では、その余地がちょっとありません。そういうことでご理解いただいたらと思います。

○議長 ほかにございせんか。

○17番酒井宇之吉君 今回、西予市になって全体の開票等々につきましては、西予市市役所のこちらの方へ持ってきて、全開票せられるんだろうと思うんですが、今回初めてだろうと、かように解釈しております。不在者投票、そういうものにつきましていろいろ変わった面を多少説明していただいて、不在者投票の、例えば俵津支所につきましては不在者投票がなくなったとか、そういうことが、変わった点がありましたら、先般の選管委員会の中でのことを順次、多分変えていくんだろうと思うんですが、暫定的な形で変わったということを説明していただいたらと、かように思います。

1点につきましては、やはり今回スムーズな形で選挙の開票が行われるように、投票、開票が行われるような形を考えておられると思うんですが、どのように考慮されたかお尋ねをしておきます。

○成倉総務課長 それでは、選挙管理委員会の書記長として発言をさせていただきますが、先般の委員会におきまして、いろいろ取り決めをいただきました。

当日の投票に関しましては、総合支所に関しまして全部7時までと、投票は7時までにせらせていただいております。

それから、期日前投票につきましては俵津の方が今まででありましたけど、もうそこはなくすという方向で、俵津の方々には大変ご迷惑をかけますが、高山総合支所か本庁の方へ期日前投票には来ていただきたいというような考えで委員会が決定をいたしました。

それから、野村の惣川につきましては、時間的ないろいろな距離的なものもありますんで、3日間だけ5時まで期日前投票を開始するという形をとらせていただいております。

また、いろいろちょっと奥の方になりますか、大野ヶ原とかそういうところには、もっと投票日、時間が4時とか、それではかの宇和の方では6時とかいうところも地域によってはありますが、そういった形で今回大幅に変えさせていただきましたのが、俵津の期日前投票をなくしております。それから、惣川が5日よりよりましたのを、3日にやっていただくという方向で現在進めておる状態でございます。

○議長 ほかにございせんか。

○5番元親孝志君 今、いろいろ意見が出ておるわけですが、その中で今例えば、俵津の投票所が閉鎖されるとかいろいろありましたが、それに関連いたしまして、岡山県の新見市でしたか、電子投票ということをしてたと思うんですが、やはりこれから当然改革はしていかなければいけないんですが、かといって住民に迷惑をかけるような改革ではないかと思うんです。当然、それにかかわる代案とかいう代替えの方法っていうのを検討しないと、これは僕は、今投票率も随分低下しておりますが、そういう時代であればなお、自治体としてそういう電子投票あたりが検討できないのか、当然西予市としても検討すべきじゃないかと思うんですが、その点につきまして市長の考えをお伺いしたいと思います。

○三好市長 今、元親議員の質問についてお答えしますけれども、先駆的な課題として岡山県の新見市が電子投票をされたということはすばらしいことだと思いますけれども、その後のいろいろなこの電子投票を導入したとこのことを見てみますと、トラブルを起こして開票が無効になったというようなことさえあるような状態でございます。まだそこまで、いわゆる電子投票の技術が進んでない。いろいろな諸問題があるということが現実にあるわけでありまして、そのことを含めて考えますと、私どもが電子投票を今、即やっていたらどうかというのは今の私は現在、二の足を踏むという状態でございます。

そういうことの中で、いわゆる投票率を上げるためにはどうしたらいいか、あるいは開票をスムーズにやるにはどうしたらいいかということは、しっかり私どもも研究していかなければいけないと思っておりますが、現在のところは、その投票方式については現行のまま進めさせていただきたいと、このように思っておりますのでございます。

以上です。

○5番元親孝志君 ご意見わかりましたんですが、私は何かで読んだんですけども、その自治体の民主主義がどこまで浸透してるかということ、やっぱりその自治体がどれだけ独立してるかということにあると。

例えば、アメリカの大統領選挙で大変なトラブルが発生しましたが、それは例えばあの民主主義国のアメリカにおいて、選挙の方法というのは州でまちまちの方法を採択されておるというふうに聞きました。ある州は電子投票をされる。あるところはパンチ方式でやるとか、あるところは筆記式でやるとか、もうこれは州によって全部違うということで、あれだけのトラブルがあったということですが、それはイコール民主主義が発達してるという解釈であるというふうに書かれてあったと思うんですが、やはり今までその条例がどうですか、法律がどうですか、法律がどうですか、当然これは重要なことであると思いますが、この条例とか法律ができたのが終戦後、恐らく地方自治法でも昭和27年ぐらいにできたと思うんですが、もう世の中ってまるっきり変わってる。しかし、いつまでも自治体は終戦直後の法律を適用してると。ここに、非常に大きな、やはり現実にもそぐわない問題がいっぱい出てきているというふうに思いますので、即電子投票を行うには、それは問題といたしまして、やはり何かそういう視点でとらえていく必要が、やっぱりこれからあるんじゃないかなということ提案をさせていただきました。

はい、以上です。

○議長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。
お諮りをいたします。

承認第24号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で討論を終結とします。

お諮りいたします。

承認第24号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第24号「専決処分第24号の承認を求めることについて（平成17年度西予市一般会計補正予算（第4号））」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

（日程4）

○議長 次に、日程第4、議案第116号「西予市健康保養地中核施設建築工事変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○松本生活福祉部長 議案第116号「西予市健康保養地中核施設建築工事変更請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

本契約につきましては、平成16年第2回定例会において議決いただき、請負金額4億3,575万円で堀田建設株式会社代表取締役堀田隆氏と契約を締結し、現在進捗率75%で施工中であります。

このたび、施設的美観や利用者の利便性を図るため、外構工事として舗装と植栽及び屋内外施設案内板を設置することに伴い3,816万円を増額し、請負金額4億7,391万円とする工事変更請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○28番大竹忠盛君 変更契約のことについてお尋ねをいたしたいと思いますが、私どもが知りたいのは、今外構その他何点かで額がしかじかというご説明はあったわけでありませうけれども、やっぱり大事なのは、こういう理由でこのようにすることが大切なんだという視点で、変更契約の場合はもう少し具体的に説明をいただくべきではないだろうか。財政状況、大変厳しい実態でございますので、この変更されるものが適切なのかどうか、その辺の判断材料がほとんどわからない、今の説明だけでは、これだけの額の変更でございますので、もう少し見えやすい説明をぜひ今後、きょうは資料がないようでしたら、今後はぜひそのような形で親切に説明を加えられるべきではないかと、このように思いますので、よろしくお願いをいたします。

○松本生活福祉部長 今回の変更内容につきましては先ほど申しましたように、外構工事として外周部の保護と施設の利便性向上のために舗装工事が935万円の増額、植栽が428万円の増額、防音目隠し塀が約100万円でありませうが、これらの工事を追加変更いたしております。また、当施設につきましては、特殊な施設が含まれておりますので、利用者の利便性に配慮して施設案内板、約500万円でありませうが、それを追加いたしております。

また、工事の変更内容につきましては、鉄骨工事が構造の強度面から、当初予定しておりました野地板の厚みを18ミリから28ミリに変更いたしており、それらが約100万円増額いたしております。そのほか、屋根工事が330万円の増額と、内外装工事388万円の増額で、それらに伴いまして直接工事費が約3,320万円増額してございまして、その後、仮設費、現場経費、一般管理費等を含めますと約4,000万円の増額になっております。それに請負比率を掛けますと、3,816万円の増額変更となっております。

以上のような理由で、工事変更請負契約を締結させていただいております。

○議長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第116号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で討論を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第116号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第116号「西予市健康保養地中核施設建築工事変更請負契約について」は原案のとおり決定をいたしました。

（日程5）

○議長 次に、日程第5、議案第117号「西予市健康保養地中核施設機械設備工事変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○松本生活福祉部長 議案第117号「西予市健康保養地中核施設機械設備工事変更請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

本契約につきましては、平成16年第2回定例会において議決いただき、請負金額2億8,035万円で株式会社明成代表取締役佐藤隆史氏と契約を締結し、現在施工中であります。

このたび、建設工事の変更に伴う屋外配管工事と健康増進法による受動喫煙防止の観点から、喫煙換気設備を追加したため530万4,000円を増額し、請負金額2億8,565万4,000円とする工事変更請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

この工事の変更内容につきましては、給排水衛生設備工事の方で388万円と空調設備工事で増額が17万円程度で、それに請負比率を掛けたものが530万4,000円となっております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第117号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結とします。

お諮りいたします。

議案第117号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第117号「西予市健康保養地中核施設機械設備工事変更請負契約について」は原案のとおり決定をいたしました。

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第118号「西予市立魚成小学校校舎棟改築工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○河野教育部長 議案第118号「西予市立魚成小学校校舎棟改築工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市立魚成小学校につきましては、耐震診断の結果、危険建物と認定をされたため改築するものであります。

本工事は、木造一部2階建て、延べ床面積2,813.08平方メートルで、去る8月16日に指名競争入札を行い、飛鳥建設株式会社四国支社支店長青木知男氏が落札と決定し、工事請負金額7億4,340万円で工事請負仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○28番大竹忠盛君 今回の小学校の新築工事におきまして、地元産材の活用というお話を伺っておったわけですが、その内容がどうなっているのか、森林組合に委託するというようなお話も伺っておったんですが、どのような状況になっているのか。さらに、その分はこの契約金額の内数かどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○二宮教育長 大竹議員のご質問にお答えをいたします。

森林組合の材料の発注につきましては、既に1,300万円で発注をいたしておるところでございます。この1,300万円につきましては、今回の議案の中には含まれておりません。

○15番三好幸夫君 先ほどの議案でもありましたが、これ今まで一般に請負契約につきましては、ただこれだけの1枚の議案書で審議してきたわけですが、その内容といいますが、請負契約の内容についてはほとんど知らされないというか、そういう状況で来るとように思います。こういった場合には、進捗の内容といいますが、何がどれだけのいうものに対してこの金額で請け負ったというか、そういう説明書が必要ではないかと思いますが、お願いします。

○議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前10時59分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時01分)

○三好市長 三好議員の質問についてお答えさせていただきます。

このように、いろいろな入札をする案件については、事業につきましては、予算を提出する際におきまして十分いろいろ資料をご提出して、それぞれの委員会の中にもまたご説明をして、細かい資料を提出した上で、この予算を通していただいているかどうかというご判断をいただいております。したがって、今回この契約はそれに対する行為でございますから、したがって契約の際にはそのような細かい資料を再提出する必要はないのではなからうかという判断をいただいております。したがって、入札についての今の金額の7億数千円のものについて、細かく分けられるわけではありません。何にどうやってということではありませんし、総括的に入札をしていただくわけではございませんから、そういうことで今回あるいは今後とも、その細かい資料を契約後のこの審議に当たって出すことについては必要ではなからうかと、このような判断しております。

以上でございます。

○15番三好幸夫君 確かに、そういう観点から、今までただ一枚の契約書で大体審議がなされてきたと思います。ただ、先ほどの第116号議案ですか、3,800万円のプラス変更といいますが、こういったこともあるわけですが、先ほど、一体どこまでがその契約内容といいますが、これこれの内容に対して一括して7億何千万円と、そういう落札ならばわかるんですが、その内容わからず後でこういう多額な変更契約がぽつと出てくるというか、そういうことでは私は何を審議とったんか、市民からも問われるんじゃないかなと思う。そういう意味から、これだけのものに対してこの請負金額と、そういったものがわからなければ審議も十分じゃないかなと思う。そういうふうな懸念があるわけですが、それについて今後の対応をお伺いしたいと思います。

○三好市長 先ほどの議案との絡みも含めてのご質問だと思いますけれども、確かに高額な変更契約についての内容については、今ほどご指摘のとおりだという気はいたします。

しかしながら、基本的には、説明した予算の範囲内についての執行権は、私どもの行政の方に市長としていただいております。このように判断しております。したがって、それに対して変更も、いわゆる予算の中の変更について、プラスアルファの変更についても執行をいただく権限をいただいております。このように判断をしておるところでございます。それについて、あとプラスアルファのものについては細かいプラスアルファのご説明を、先ほど大竹議員もおっしゃられましたとおり、することは確かにすべきであろうと、このように思いますけれども、それはしかし基礎的なものについては予算という一つの中の中でご審議いただいておりますという認識のもとで、私どもは今後とも執行させていただきますと、このように思っております。

以上でございます。

○21番梅川光俊君 関連になります。ちょっとご質問させていただきたいと思いますが。

正直言いますと、予算の計上されましたときに、そのことを承認を議会で議決をして執行をされる、そのことに關してはどういう考え方はありませんけれども、やはり最終的に設計監理委託料と、それから本体工事、そういう部分が出てまいります。そのときに、一番最終的に設計書、例えばこういうものが基本的にできますよという分は余り詳しいものをいただいております。それで、その中で正直言いますと森林組合に地元産材をこの辺で使いますよ、あとはこういう形ですというの、私には正直言うてわからないというのが現実かなと。だから、一つの資料として、物の判断材料としてそれを出していただけたら、私たちもいろんな分の中で予算の範囲内の執行に関しては、私たちはそのとおりだと思います。やっぱ、その辺の資料に関して提出をしていただくという分があって、地元ででき上が

る一つの小学校に至っても、やっぱりこういうものでこういう木造でこういうものができ上がるよというものは提示をしていただきたいな、そのように思います。

終わります。

○三好市長 予算審議の段階でどれだけの資料を提出するかという問題になるかと思いますが、その段階ではご案内のとおり、実施設計はできておらんわけでありまして、細かい設計書はありません。したがって、基本設計あるいは概要書というところでご審議をいただいて、それに対して私どもはご説明を加えて、ご判断を仰ぐわけですから、その辺のところで、それ以上になりますと、議員さんも職員になっていただいて細かいところまでチェックをしないといけないということになるかと思いますが。

私どもの議会の中で一つの判断を仰ぐのは、そういう一つの細かいところまでも確かに入っていただくことも必要かとは思いますが、しかしながらそうしておいたら、実施設計書までつくった後でということになると、非常に今の制度上では問題でありますので、それより違う一つのある程度の段階の中で、いわゆる理解ができる議決をして議決の判断になるというところで、一つの資料としてご説明をするようなのでいいのではなかろうかと、このように思っております。

以上です。

○21番梅川光俊君 市長の言われる部分も理解できます。その中で、最終的に設計ができ上がった段階で、だからあとこれ何に何ほかという、そういう細かい行政がやられる分というのは私たちは予算を議決をして後から出てまいりますので、そういうことに関しては要求するつもりはありませんけども、概要の中で最終的にこういうものができると、こういう形の中で、予算の中でできますという分があればもっと地元も安心するし、その辺があるのかな。だから、そこまで内容の細かい、その分の中まで手を入れて足入れたりとする、そういう考え方でちょっとお願いをしたわけではない。

そういう分の概要を、設計ができ上がってこうだという分がありましたら、本当にやっぱりその小学校のPTA、そういうものに関しては本当にそれはどういうものが建つんだというふうに関してみんな心配し、そうやっておいでしますので、その細かい中の数字までいいんです。やはりそういう分の中の概要で、こういう方向でこういうふうになりましたという分が出していただければ、安心するのと違うかなという考え方です。

○三好市長 今ほどの細かい点に、どこまでという点になりますが、これはいわゆる細かく議会の方に出すということは、私どもいわゆる金抜き設計という形で業者の方に見せるわけです、数字は見せません。だから、数字をすべて細かくやると業者間の中の数字が、いわゆる問題になります。私どもはそのところで、だからある程度の大まかな数字で出していった上で予算をいただいて、それで入札をいただいて、それで大幅な入札減少金になるかもしれません。そういう執行の仕方を今後ともやらせていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○15番三好幸夫君 私の質疑の趣旨なんですが、若干間違われとんじやなかろうかと思うんですが、先ほど第116号議案におきまして、かなり大きな外構で1,000万円近い変更といいますが、そういったんがあった。それぐらいの大きなものだったら、当然当初の契約内容には入っとるんじやなかろうかなという疑問があったんで、今回の新規の入札に際しまして、どれだけのものが入るとかと、そういったものが一覧表であれば将来に対しても予想がつくと。しかしながら、これ1,000万円近い、第116号議案ですが、1,000万円近い外構がぼんと出てくるというのは当初に入ってなかったんかなというふうな疑問を持ったもんですから、こういった請負契約の承認に当たって、そういったところで見とく必要があるかなという感じで質問したわけでございますので、またお酌み取りいただいとったらと思います。

○5番元親孝志君 河野部長に参考までにお伺いしたいんですが、今回のこの契約金7億4,300万円ですが、これの財源内訳というのはどのようにしておるか伺いしたいと思います。

○二宮教育長 いただいたご質問ですが、一応この事業は国庫補助事業でございます。一応、今の段階で総額としまして国費が1億6,967万9,000円、それから県費が約2,000万円、それから義務教債が3億5,500万円、残りが一般財源というふうになっております。

○議長 元親議員、それで構いませんか。

○5番元親孝志君 国庫と県費はわかりましたが、3億5,000万円、これは何でしたかね。

(二宮教育長「義務教育債」と呼ぶ)

わかりました、はい。

○22番鍵原芳和君 地元産材の活用についてのご配慮に敬意を表するものでありますが、先ほどありました森林組合への分離発注分1,300万円というふうにお伺いしたましたが、全体のいわゆる木材代の大体比率はどれくらいになるのか、わかればお示しをいただきたいなと、このように思います。

○二宮教育長 建築費の総額が約4億3,000万円程度でございます。その中の木材代が幾らということ、今は手元には数値持っておりませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○議長 ほかにご質問ありませんか。

○5番元親孝志君 済みます。先ほどの義務教育債ですが、これは交付税の充当率というのはどんなんですか。

○二宮教育長 義務教育債につきましては、過去からの中では70%とかというのがあったんですが、現在は50%と認識しております。

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第118号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結とします。

お諮りいたします。

議案第118号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第118号「西予市立魚成小学校校舎棟改築工事請負契約について」は原案のとおり決定をいたしました。

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第119号「西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○大森産業部長 議案第119号「西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説

明を申し上げます。

西予市農村環境改善センターたかがわは、昭和60年度開設以来、地域内外の多くの方々に利用され、また宝泉坊温泉としても親しまれ、入浴客は平成16年度末で累計150万人を超えております。この宝泉坊エリアにおきましては、11月に健康保養地中核施設クアテルメ宝泉坊のオープン予定をいたしており、今後市民の健康づくりや都市と農村の交流拠点として活用されることを期待しているところであります。

今回の改正は、クアテルメ宝泉坊の運営開始にあわせ、改善センターたかがわにつきましても、市民の皆様に一層親しんでいただくとともにエリア全体の発展につながるよう、併設しておりますレストラン及び別館和室について使用料を定め、運営の見直しを図るものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第119号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結とします。

お諮りいたします。

議案第119号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第119号「西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定いたしました。

(日程8)

○議長 次に、日程第8、議案第120号「西予市職員の退職手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○三好市長 議案第120号「西予市職員の退職手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例につきましては、現在の財政危機を乗り切るため早期退職者を募り、人件費の削減、職員定数の適正化を実現することを目的に、平成17年2月14日の臨時議会におきまして議決をいただいたところでございます。

しかしながら、退職手当に関する権限は愛媛県市町総合事務組合にあり、本条例は地方自治法第284号に抵触し、効力を有しないことから、条例に基づいた制度は導入できないことが判明いたしました。本来であれば、速やかに本条例を廃止すべきところでありますが、さきの6月定例議会の開会あいさつの中で申しましたとおり、本制度については合併自治体共通の問題として取り組まなければならない重要な課題であり、当市といたしましても県総合事務組合との協議を進めてまいりました。

このたび、去る8月8日に開催されました愛媛県市町総合事務組合議会定例会において、定年前退職者に対して退職日の年齢に相当する年数1年につき5%の加算が可能となる特例を盛り込んだ退職手当条例改正案が可決され、同日公布されましたことを受け、西予市職員の退職手当の特例に関する条例の制定趣旨が反映されたものと判断し、本条例を廃止するものでございます。

今後は、愛媛県市町総合事務組合退職手当条例の規定に基づき、早速要綱を作成し運用を開始したいと考えています。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第120号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結とします。

お諮りいたします。

議案第120号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第120号「西予市職員の退職手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

(日程9)

○議長 次に、日程第9、議案第121号「公有水面埋立てに係る意見答申について」から議案第123号「公有水面埋立てに係る意見答申について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○安藤建設部長 議案第121号「公有水面埋立てに係る意見答申について」、議案第122号「公有水面埋立てに係る意見答申について」、議案第123号「公有水面埋立てに係る意見答申について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

この公有水面埋め立ては、三瓶町垣生地地区において国道378号三瓶バイパス事業と垣生漁港補助事業を、西予市と西予市土地開発公社及び愛媛県が合併施行するものであり、さきの第2回定例会で愛媛県との受託契約の締結について議決をいただいたところであります。

本議案は、愛媛県知事から西予市、西予市土地開発公社及び愛媛県がそれぞれ出願した公有水面埋立免許について、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づく意見聴取があり、道路交通の円滑化、漁船の安全な係留と漁業生産の増大及び公共用地の確保を図り、住みよい地域環境づくりのために必要な事業であることから、異議のない旨の意見を述べるに当たり、同法第3条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第121号から議案第123号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結とします。

お諮りいたします。

これらの採決は一括採決といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第121号から議案第123号までの3件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第121号「公有水面埋立てに係る意見答申について」から議案第123号「公有水面埋立てに係る意見答申について」までの3件は原案のとおり決定をいたしました。

以上で本臨時会の全日程を終了いたしました。

これをもって平成17年第5回西予市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時27分

平成17年第5回西予市議会臨時会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
承認第 24号	専決処分第24号の承認を求めることについて（平成17年度西予市一般会計補正予算（第4号））	17.8.25	原案承認
議案第116号	西予市健康保養地中核施設建築工事変更請負契約について	17.8.25	原案可決
議案第117号	西予市健康保養地中核施設機械設備工事変更請負契約について	17.8.25	原案可決
議案第118号	西予市立魚成小学校校舎棟改築工事請負契約について	17.8.25	原案可決
議案第119号	西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について	17.8.25	原案可決
議案第120号	西予市職員の退職手当の特例に関する条例を廃止する条例制定について	17.8.25	原案可決
議案第121号	公有水面埋立てに係る意見答申について	17.8.25	原案可決
議案第122号	公有水面埋立てに係る意見答申について	17.8.25	原案可決
議案第123号	公有水面埋立てに係る意見答申について	17.8.25	原案可決